

厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から6まで及び20の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年五月一日から適用する。

平成三十年四月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後

別表第三				
基礎係数		1.0314		
都道府県	病	院	機能評価係数Ⅱ	激変緩和係数
(略)				
30678	長野	独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター		0.0755 0.0000
30679	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(略)				
30797	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
30798	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
30799	三重	桑名市総合医療センター		0.0762 0.0000
(略)				

改正前

別表第三				
基礎係数		1.0314		
都道府県	病	院	機能評価係数Ⅱ	激変緩和係数
(略)				
30678	長野	独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター松本病院		0.0933 0.0000
30679	長野	独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター中信松本病院		0.0448 0.0000
(略)				
30797	三重	桑名西医療センター		0.0688 0.0000
30798	三重	桑名南医療センター		0.0648 0.0000
30799	三重	桑名東医療センター		0.0823 0.0000
(略)				